

指定校変更の審査に係る事務処理基準

平成14年10月28日

練教学学発第606号

(趣旨)

第1条 この基準は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条および練馬区立学校通学区域に関する規則（昭和59年教規則第1号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する練馬区立小学校または中学校の変更（以下「指定校変更」という。）に係る審査について、必要な承認基準および事務処理手続を定めるものとする。

(保護者の申立て)

第2条 保護者は、教育委員会に指定校変更を申し立てることができる。

2 前項の申立てを行おうとする保護者（以下「申請者」という。）は、つぎの該当する各号に定める申請書に、別表1に定める承認基準に応じて必要書類等の欄に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 練馬区立小学校または中学校在学時に指定校変更を申し立てるとき
指定校変更申請書（在学年）（第1号様式）
- (2) 練馬区立小学校新入学時に指定校変更を申し立てるとき
指定校変更申請書（小学校新1年生用）（第1号の2様式）
- (3) 練馬区立中学校新入学時に指定校変更を申し立てるとき
指定校変更申請書（中学校新1年生用）（第1号の3様式）

3 前項第2号および第3号の規定による申立てについては、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(承認基準)

第3条 教育委員会は、前条に規定する申立てを受理したときは、別表1に定める承認基準により審査を行い、指定校変更の申立てを承認することができる。ただし、別表1の承認基準に規定のない事由の場合は、従来承認事例を参考に個別に判断するものとする。

(意見照会等)

第4条 教育委員会は、前条の規定により指定校変更を承認する場合には、必要に応じて、関係学校長およびその他の関係者に意見照会または事実関係の照会を行うことができる。

(承認の例外)

第5条 教育委員会は、別表2に定める事由等に該当する場合には、第3条の規定にかかわらず、これを不承認とすることができる。

2 前項の規定に該当する場合においても、特段の配慮を要すると教育委員会が認めた場合には関係学校長と十分協議のうえ承認することができるものとする。

(承認の取消し)

第6条 教育委員会は、申請者がつぎの各号に該当する場合は、指定校変更の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により指定校変更の承認を受けたとき。
- (2) 指定校変更の承認に付した条件に違反したとき。

(学校長、保護者への通知)

第7条 教育委員会は、第3条の規定による審査の結果について、指定校変更結果通知書により、速やかに関係学校長および申請者に通知する。

(特例措置)

第8条 教育委員会は、区立学校適正配置実施計画等特別な事業に伴い指定校変更の処理を要する場合には、第2条第2項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める手続によりこれを行うことができる。

(補則)

第9条 この事務処理基準に必要な書類の様式については、教育振興部長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成14年11月1日から施行する。
- 2 指定校変更・区域外就学の審査に係る事務処理内規（平成4年2月12日教育長決定）は廃止する。

付 則（平成21年10月5日21練教学学第1156号）

この基準は、平成21年10月5日から施行する。

付 則（平成25年8月6日25練教教学第750号）

この基準は、平成25年8月6日から施行する。

付 則（令和2年3月12日1練教教学第3038号）

この基準は、令和2年3月12日から施行する。

付 則（令和6年8月1日6練教教学第595号）

この基準は、令和6年8月1日から施行する。

別表1（第2、3条関係）承認基準

区分	承認基準	必要書類等	対象者
1 教育指導上の事由	(1) いじめおよび不登校等、学校生活に起因して、在籍校または指定小中学校に通学することが困難な状況である場合		小学校および中学校の在校生
	(2) 中学校入学時において、いじめ等により指定中学校以外の学校への入学を希望する場合		中学校の新（転）入学生
	(3) 交友関係の理由により、児童および生徒の個性や性格を考慮する必要があると認められる場合	保育園または幼稚園の意見書等状況のわかる書類	小学校の新（転）入学生
			中学校の新（転）入学生
2 身体的事由	(1) 通常の学級へ通学できるが、身体障害や病虚弱であるため、通学距離上、最短距離の学校へ通学させる必要があると認められる場合	障害の程度、病気の程度がわかるもの（身体障害者手帳または診断書等の写）	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
	(2) 慢性疾患等により、長期間、定期的に通院治療を必要とし、かつ、診療時間の関係により、病院の最寄りの学校へ通学させる必要があると認められる場合	疾患名、通院先、通院頻度、通院期間がわかるもの	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
	(3) 過去または現在の疾病により、指定小学校または中学校へ入学、通学することで、疾病が再発する可能性が高い場合または症状の改善が望めない場合	診断書（写）	小学校および中学校の新（転）入学生

区 分	承認基準	必要書類等	対象者
3 保護者および家庭生活上の事由	(1) 親権者の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等、やむを得ない生活上の事情により、親権者が児童および生徒を監護教育できない状況にあり、このため、就学についても近親者等に委託せざるを得ないと認められる場合	委託された近親者等と保護者の内容を記した双方の文書	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
	(2) 指定小学校から離れた学童クラブ等に児童を預けなければならないやむを得ない事情があり、当該学童クラブ等のある通学区域の小学校への入学を希望する場合	学童クラブの入会承認通知書（写）または預かり証明書等	小学校の新（転）入学生
4 兄弟姉妹関係の事由	兄弟が現に在学しており、通学や学校と家庭との連絡の観点から、弟妹が同一の学校に同一期間通学させることが適当と認められる場合		小学校および中学校の新（転）入学生
5 転居の事由	(1) 転居後も、引き続き在籍校への通学を希望し、かつ、通学が可能な距離、時間、手段であると認められる場合		小学校および中学校の在校生
	(2) 転居予定日までが、1年未満の場合で、予め転居先の学校に通学させることが望ましいと判断され、かつ通学が可能な距離・時間・手段・期間であると認められる場合	転居可能月日・所在地・居住者等がわかる売買・賃貸・建築請負等の契約書（写）または建築確認書（写）	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
6 地理的理由	希望校への通学距離が指定小学校への通学距離の2分の1以下の場合		小学校の新（転）入学生

区 分	承認基準	必要書類等	対象者
7 保護者の就労等の事由	(1) 保護者の就労、疾病、介護等に係る事情により、下校後または登校前に児童を第三者に預けなければならない場合	預かり証明書および保護者の就労、疾病、介護等の状況を確認できるもの	小学校の新（転）入学生
	(2) 保護者が住所地以外に店舗や工場等を営み事実上生活の本拠となっている場合		小学校および中学校の新（転）入学生
8 部活動による事由	指定校に希望する部活動がない、または廃部となる等、部活動に特別な配慮を要する必要があると認められる場合		中学校の新（転）入学生
9 学校選択制度上の事由	学校選択制度による希望票の提出期限後、当該年度末までに練馬区に転入した就学予定者が、指定中学校以外の学校を希望する場合（ただし、学校選択制度と同様、本事由による申請は1回のみとする）		中学校の新入学生
10その他	上記以外の事由で、教育委員会が特に必要と認めた場合	各事由に応じた書類	

別表 2 (第 5 条関係) 承認の例外

区 分	承認の例外
1 学級編制上の事由	(1) 新(転)入学生の指定校変更、区域外就学の承認件数が、1学級定員を超える場合
	(2) 承認により学級数が増減し、学校施設や学校運営に支障が生じる場合
	(3) 新(転)入学生の指定校変更、区域外就学の承認件数と転入、転居者見込数の合計数により学級数が増え、学校施設や学校運営に支障が生じると判断される場合(別表1承認基準に定める区分2、4および5は除く。)
2 教育指導上の事由	教育指導上の観点から、希望校での受入れが適切でないと判断される場合
3 通学距離等の事由	(1) 学校の管理運営に支障が生じる場合
	(2) 新(転)入学の児童が、隣接学区域外の小学校へ通学を希望する場合
4 学校選択制度上の事由	(1) 当該年度において、学校選択制度に伴う抽選を実施した学校を希望する場合
	(2) 前年度以前において、学校選択制度に伴う抽選を実施した学校の当該学年を希望する場合
5 通学期間上の事由	希望通学期間が概ね12か月に満たない場合(今年度卒業予定者および年度内転校予定者を除く。)